

## 〔パネリスト講演2〕

セカンド・シフトを超えて  
家庭内労働をめぐる諸側面

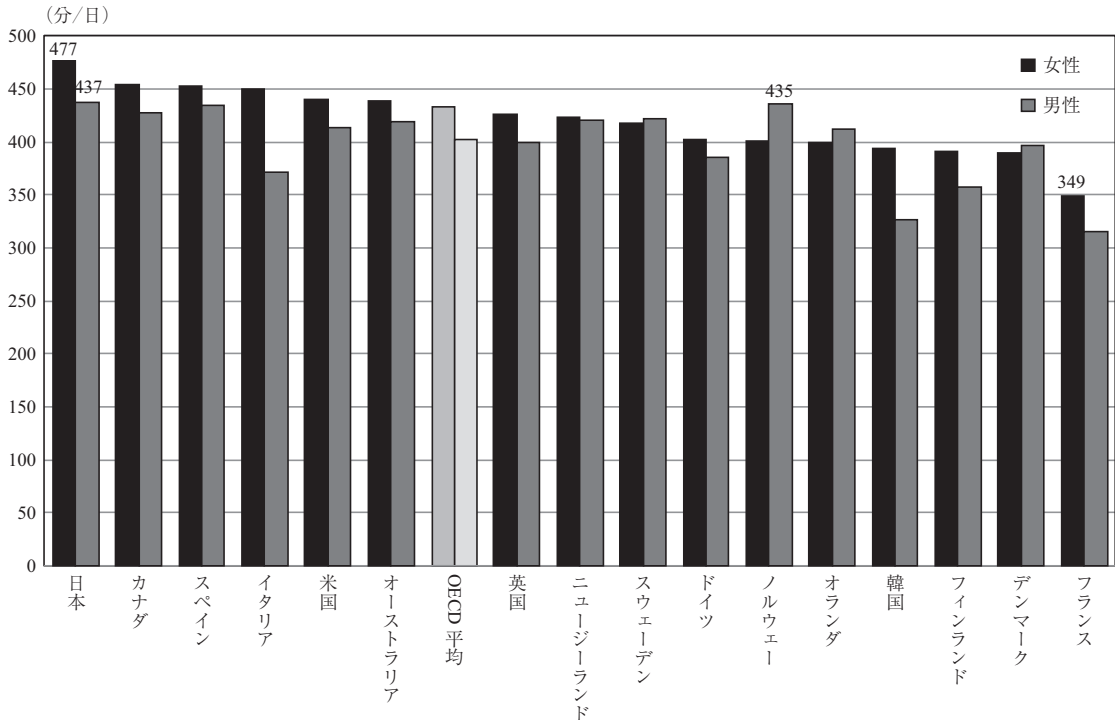
大石 亜希子

日本のセカンド・シフト  
の状況

本報告では市場労働における男女間格差と表裏一体の関係にある家庭内労働の問題を取り上げます。まず、標題としたセカンド・シフトの意味とその実態について説明しましょう。セカンド・シフトとは社会学者のアーリー・ホックシールドらが1989年に出版した本のタイトルです (Hochschild and Machung 1989)。この本は、アメリカの共働き世帯における自由時間の夫婦間格差に着目して執筆されました。セカンド・シフトを直訳すると、「第2の仕事」あるいは「二つ目の勤務」という意味になります。共働きの女性にとって家事や育児などの家庭内労働は、日中の仕事に続く「第2の仕事」である、というわけです。たとえば共働きの夫婦が疲れて帰宅したとしましょう。夫は冷蔵庫からそそくさとビールを取り出してテレビで野球観戦を始めるのに、妻は休む間もなく子どもの世話や食事の支度にとりかかる——1980年代のアメリカでは、こうした光景が多くの家庭で見られました。日本ではいまだに一般的な光景かもしれません。夫の一日は仕事と自由時間で構成されていますが、妻の一日は仕事と家事とわずかな自由時間で構成されています。ホックシールドらは、1980年代のアメリカで平等に家事分担をしている共働き夫婦は18%に過ぎず、市場労働時間に家庭内労働時間を加えた合計でみると妻は夫よりも年

間1か月程度多く働いていると指摘しました。最近の研究 (Milkie et al. 2009) によると、アメリカでの夫婦間の合計した労働時間の格差は年間1.5週間まで縮小しているとのことですが、では、日本の実態はどうでしょうか。

図1はOECD主要国を対象に有償労働時間と無償労働時間を合計して男女別に示したものです。無償労働時間には家事、育児、介護のほか買い物に要する時間も含まれます。ここから日本の特徴を捉えてみましょう。第1に、日本は男女ともに有償・無償を合計した労働時間が長くなっています。言い換えれば、それだけ日本人の自由時間は少ないということになります。特に日本の女性は、OECD主要国の中でも最も長時間働いており、フランス女性と比較すると一日当たりで2時間以上の差が生じています。第2に、日本は有償・無償を合計した労働時間の男女差が、韓国やイタリアと並んで大きくなっています。ただし韓国やイタリアは日本ほど有償・無償を合計した労働時間が長いわけではありません。興味深いことに、ノルウェー、オランダ、デンマークなどいくつかの国々では男性の労働時間が女性を上回っています。とくにノルウェー男性の労働時間は長く、日本男性とは2分しか差がありません。しかし、図には示していませんが日本男性の労働時間の圧倒的な部分を有償労働時間が占めており、無償労働時間はわずかであるのに対し、ノルウェー男性は一日3時間程度の無償労働をしているのです。なお、図1は各国の15～64歳の人々を平均した数値を用いているので、国による人口年齢構成の違いや引退年齢の違いが反映されてしまうことに注意



(注) 各国の生活時間調査に基づく有償労働時間 (paid work) と無償労働時間 (unpaid work) の合計。対象は 15-64 歳の男女。2010 年ごろの数値。OECD 平均には図示していない国も含む。

(資料) OECD Data <http://www.oecd.org/gender/data/balancingpaidworkunpaidworkandleisure.htm> より筆者作成。

図1 有償・無償労働時間の国際比較

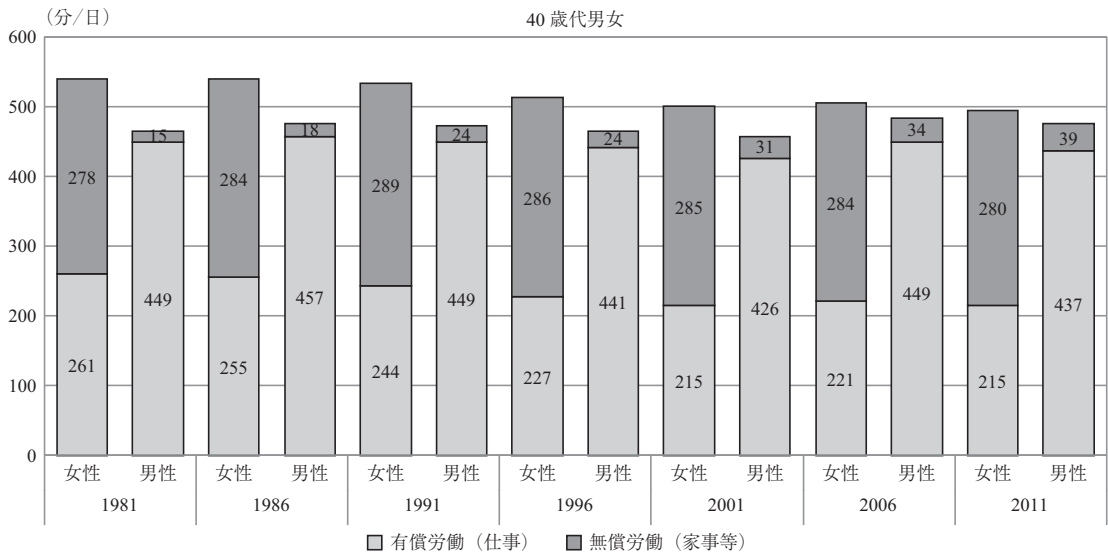
が必要です。

次に、年齢構成変化の影響を除くために日本の40歳代の男女に限定して、1980年代以降の有償・無償労働時間の推移を見てみましょう(図2)。有償・無償を合計した労働時間の男女差は徐々に縮小していますが、それは主として1990年代における女性の有償労働時間の短縮によってもたらされています。この時期には週40時間制への移行が進み、1997年から全面的に週40時間制が実施されました。パートタイム労働者に被用者保険を適用する際には労働時間が「常用労働者のおおむね4分の3以上」であることが条件とされますが、その上限が引き下げられたことを意味します。また、1992年から2002年にかけて段階的に公立小中高校で週5日制が導入されました。

一方、男性の有償労働時間は2000年代初頭にやや短縮したものの、その後は再び増加していま

す。男性の無償労働時間は、1981年に15分であったものが2011年には39分へと2倍以上増加していますが、女性(2011年で280分)と比較すればいぜんとして非常に短いといえるでしょう。女性の無償労働時間は、家電製品の普及にもかかわらず、30年間にわたりほとんど変化がありません。男性は仕事のみ、女性は仕事プラス家事というセカンド・シフトの状況が続いていることが分かります。

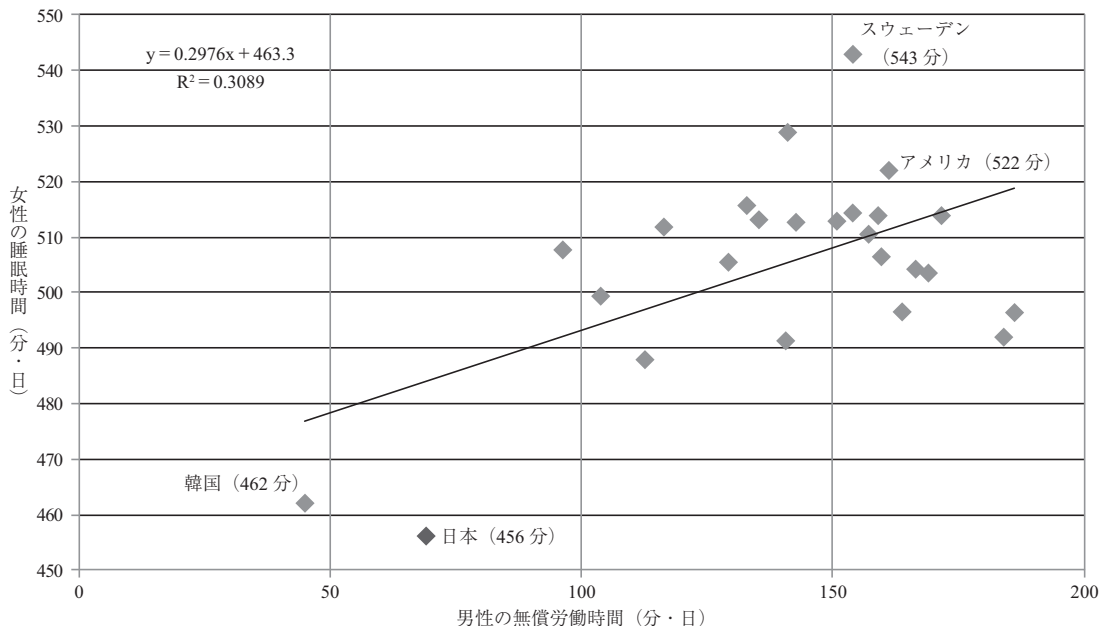
それがどのような帰結をもたらすかを図3が示しています。日本の女性の睡眠時間は8時間を切っており、OECD諸国の中で最短です。図には示していませんが、日本女性の中でも40代の有職女性は最も睡眠時間が短い人々です。セカンド・シフトによって女性の自由時間が圧縮され、睡眠時間も削られている様子がうかがわれます。これに対して、男性の無償労働時間が長い国々では、



(注) 家事等 = 家事 + 介護・看護 + 育児 + 買い物 + 社会的活動 (ボランティア等)。

(資料) 総務省「社会生活基本調査」より筆者作成。

図2 40歳代男女の有償労働時間と無償労働時間の推移 (週平均)



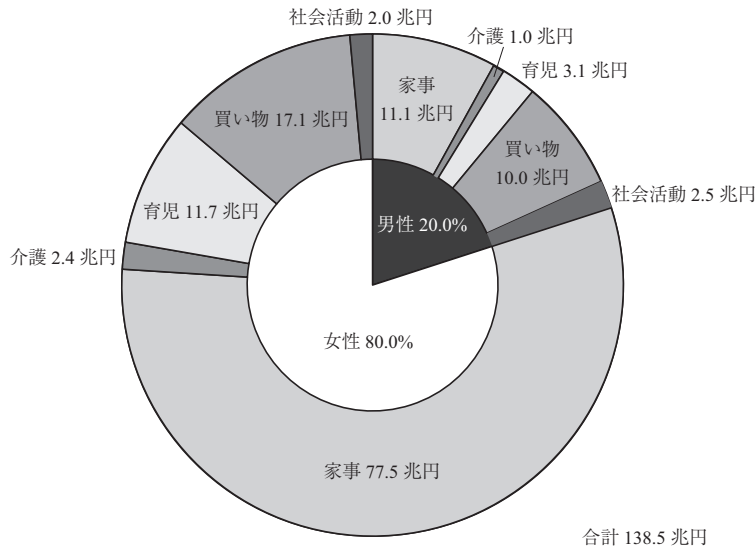
(注) 対象は15-64歳の男女。2010年ごろの数値。( )内は女性の睡眠時間。

(資料) OECD Data <http://www.oecd.org/gender/data/balancingpaidworkunpaidworkandleisure.htm>より筆者作成。

図3 男性の無償労働時間と女性の睡眠時間の関係

女性の睡眠時間も長い傾向にあります。国によらばつきはありますが、日本と韓国を除くほとん

どのOECD諸国では男性の無償労働時間は100分を超えており、女性の睡眠時間は8時間以上と



(注) 機会費用法による推計。

(出所) 内閣府社会経済総合研究所国民経済計算部 (2013)「家事活動等の評価について」。

図4 無償労働の貨幣評価額 (2011年)

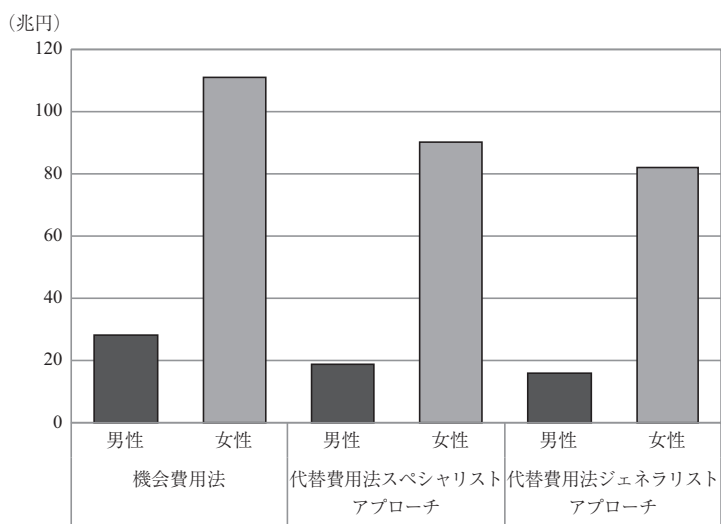
なっています。話がやや横道にそれますが、仕事と家事に追われ、満足に眠ることもできない社会で、果たして女性が子どもを持ちたいと思うものでしょうか。日本や韓国の出生率が低いのは偶然でしょうか。

#### 無償労働の価値とは

世界の多くの国々では、いぜんとして女性が無償労働の大半を担っています。しかし無償労働の経済的価値を評価しようとする動きが生じたのはここ20~30年のことに過ぎません。その契機となったのは、ニュージーランドの学者・政治家であるマリリン・ウォーリングの本 (Waring 1988) でした。日本では『新フェミニスト経済学』(篠塚英子訳・東洋経済新報社) という書名で出版されていて、私も一部の翻訳にかかりました。原題 (If Women Counted) を直訳すると「もし女性が勘定に入れられたならば」となりますが、まさに原題の通り、この本では伝統的な経済理論や国民経済計算など公的統計において、女性や子どもがいかに見えない存在にさせられているか、その実情を厳しく批判しています。たとえばアフリ

カなどの発展途上国では、女性や子どもが一日に何時間もかけて水を汲みにいったり、家畜の世話をしたりしています。そうした労働は非常に重要で負担が大きいのですが、金銭収入を得ていないがために統計上、彼女らは非経済活動人口に分類されてしまうのです。日本の「労働力調査」(総務省)でも、「仕事とは収入を伴う仕事(自家営業の手伝いや内職を含む)」であると定義されており、無償労働のみをしている人は労働力人口に含まれません。

ウォーリングの本は国際的に大きな反響を呼び、1990年には従来の国内総生産 (GDP) に代わる経済発展の指標として、国連が初めて人間開発指標 (Human Development Index) を作成・発表しました。さらに、1993年に国連が採択した新しい国民経済計算体系 (93SNA) では家計の自家消費もGDPに含められることとなりました。しかし、家事、育児、介護などの無償労働はいぜんとしてGDPの対象外です。そうしたなかで、無償労働や環境などの社会的関心の高い分野について、それらの貨幣評価額を推計してGDPと比較するといったサテライト勘定の作成が進められています。



(出所)内閣府社会経済総合研究所国民経済計算部(2013)「家事活動等の評価について」。

図5 性別にみた無償労働の貨幣評価額 (2011年)

無償労働に関するサテライト勘定の作成は、日本でも何度か行われています。最近では、内閣府が2013年に公表した試算があります(図4)。これによると無償労働の貨幣価値は138.5兆円で、名目GDPの約3割に相当する規模と推計されています(内閣府2013)。そのうち80%が女性の寄与で、20%が男性の寄与です。ただし、男性が無償労働時間全体の20%を働いているわけではありません。先ほどの報告で川口先生が示されたように、男性の時間あたり賃金が女性より高いために、貨幣評価すると男性の寄与が実際の無償労働時間のシェア以上に大きくなるのです。

無償労働を貨幣価値で評価する方法は、①機会費用法、②代替費用法スペシャリストアプローチ、③代替費用法ジェネラリストアプローチの3つに大別できます。機会費用法では、男女それぞれの平均的労働者の賃金を用いますが、平均的労働者の男女間賃金格差がそのまま貨幣評価に反映されるという問題があります。それなら各分野の専門家の賃金を用いる代替費用法スペシャリストアプローチを採用すれば女性の無償労働の価値が高く評価されるかという、そうでもないのです。たとえば育児時間に保育士の賃金を、そして家事時間には家事サービス労働者の賃金を用いた

としても、そういう職種は典型的な「女性職種(female dominated jobs)」なので賃金が低い傾向にあります。そのため、スペシャリストアプローチで評価するとかえって機会費用法を採用した場合よりも貨幣価値が低くなるという現象が生じます。代替費用法ジェネラリストアプローチで用いる家事援助サービス労働者についても、その大半は女性のパートタイム労働者なので、スペシャリストアプローチを用いた場合と同じ問題が生じます(図5)。

結局のところ、労働市場の男女間賃金格差が無償労働の貨幣価値を大きく左右しているわけです。これは非常に重要なポイントで、たとえば女性が事故死したときに命の値段をどう評価するのか、障害を負ったときの逸失所得をどう評価するのかなどにも関わる問題です。

#### 経済学ではどうとらえられているか

伝統的な経済学では、夫と妻の生活時間配分を考える際に比較優位の理論と言う貿易理論を応用します。たとえば労働集約的な財の生産に比較優位を持つ国と、資本集約的な財の生産に比較優位を持つ国が、それぞれ比較優位を持つ財の生産に



特化しながら交易をすれば、経済のパイは拡大し、両国ともより豊かな生活を送ることができます。これと同様に、市場労働よりも家事労働に比較優位を持つ女性と、家事労働よりも市場労働に比較優位を持つ男性が結婚してそれぞれ比較優位を持つ労働に特化すれば、夫婦合計の効用水準は独身の場合よりも高まると考えられます。夫は仕事、妻は家事という役割分業には経済合理的な面があるわけです。

ただし注意すべき点もあります。第1に、ここで問題としているのは比較優位であって絶対優位ではありません。問題は、夫と妻のどちらがより低い機会費用で家事ができるかということです。妻が夫より家事が得意だからといって、必ず家事担当者になるわけではないのです。とはいえ、日本のように男女間賃金格差の大きい社会では、伝統的な性別役割分業が経済合理的になりやすいことは確かです。第2に、この理論では男女間の家事能力の差がなぜ生じるかを問うていませんが、性役割観 (gender role) の強い社会では親が女の子にだけ家事をさせるために女性が家事に比較優位を持つようになってしまっているかもしれません。第3に、この理論では夫婦が一つの効用関数を持つという、ユニタリー・モデルが仮定されています。つまり、夫と妻の選好に差がないということ的前提にしているわけですが、ユニタリー・モデルが妥当かどうかは別途検討しなければなりません。実際、1980年代後半以降、夫婦が異なる選好を持つことを前提にした理論モデルも発展してきており、注目を集めています (Chiapori 1988, 1992; Blundell et al. 2007)。

### むすびにかえて

最後にいくつか問題提起をしたいと思います。まず第1に、現在のような男女間のアンバランスな生活時間配分を人々の合理的な判断の結果として受け止めてよいのか、ということです。経済学者による最近の分析では、諸要因をコントロールしても、こういうアンバランスな時間配分になるのは説明がつかない、社会規範の影響があるので

はないかという論文も出ています (Burda et al. 2013)。男性が長時間労働をするのは最適な選択の結果である、やりたいからやっているのだけしいのではないか、という考え方もあるわけですが、果たしてそうなのか、ということも考えなければいけません。第2に、男女間の生活時間のアンバランスは、労働市場におけるジェンダー差と表裏一体です。女性の働き方に影響を及ぼしている税制や社会保障制度の問題については見直す必要がありますし、労働市場における性差別に対して、どのような法的枠組みで取り組むのかも考えるべきだと思います。第3に、労働時間が極端に長いという日本の現状をどうみるべきでしょうか。男女を問わず有償・無償労働に多くの時間を費やし、睡眠時間さえ削っているのが日本の実態です。さらに今日では、深夜や早朝といった典型的でない時間に働く人も増えています。これは長期的にみて、人々の健康に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、子どもからみて、親と過ごす時間が確保されているのかどうかという点も気になるところです。最後に、グローバル化が進み、社会保障財政が厳しくなる中、どのようにして労働力を確保しつつ生活との調和を図るかは日本が直面する大きな課題です。ひとつの方向性としては、さらなる市場化・外部化を図るという方法もあり得ます。移民のケア労働者を入れて、これまで家庭内で無償労働として提供されてきた育児や介護を有償労働にするといった、台湾や香港にみられるパターンです。しかし一方で、市場化によってそうしたサービスを購入できる世帯とできない世帯の格差も顕在化することでしょう。

以上の点について、論点提起して、パネルディスカッションにつなげたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

### 参考文献

- 内閣府社会経済総合研究所国民経済計算部 (2013) 「家事活動等の評価について」  
 マリリン・ウォーリング、篠塚英子訳。(1994). 新フェミニスト経済学。東洋経済新報社。  
 Becker, G. S. (1965) "A theory of the allocation of time". *Economic Journal*, 75(299), 493-517.

- Blundell, R., Chiappori, P. A., Magnac, T., & Meghir, C. (2007), "Collective labour supply: Heterogeneity and non-participation". *The Review of Economic Studies*, 74(2), 417-445.
- Burda, M., Hamermesh, D. S., & Weil, P. (2013). "Total work and gender: facts and possible explanations," *Journal of Population Economics*, 26(1), 239-261.
- Chiappori, P. A. (1988), "Rational household labor supply". *Econometrica: Journal of the Econometric Society*, 63-90.
- Chiappori, P. A. (1992), "Collective labor supply and welfare". *Journal of Political Economy*, 100(3), 437-467.
- Hochschild, A., & Machung, A. (1989). *The second shift: Working families and the revolution at home*. Penguin.
- Milkie, M. A., Raley, S. and Bianchi, S.M. (2009) "Taking on the second shift: Time allocations and time pressures of US parents with preschoolers." *Social Forces* 88.2: 487-517.
- Waring, M., & Steinem, G. (1988). *If women counted: A new feminist economics*. San Francisco: Harper & Row.

(おいしい・あきこ 千葉大学教授)